

平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜における追検査実施要項

平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜の選抜（Ⅱ）及び帰国生徒等の特別入学に関する選抜並びに併設型高等学校入学者選抜（広島市立安佐北高等学校を除く。以下同じ。）の追検査については、「平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるもののほか、この要項の定めるところにより実施する。

なお、併設型高等学校入学者選抜のうち広島市立安佐北高等学校の追検査については、広島市教育委員会の定めるところによる。

第1 選抜（Ⅱ）

1 追検査の受検資格

インフルエンザに感染（その疑いがある場合を含む。以下同じ。）し、又はインフルエンザ様症状（厚生労働省が示した「38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状」がある場合をいう。「急性呼吸器症状」とは、「少なくとも、鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳の1つ以上の症状を呈した場合」をいう。以下同じ。）があるため、選抜（Ⅱ）の全部又は一部を受検できなかった者で、志願先高等学校長の追検査受検の承認を受けた者とする。

なお、選抜（Ⅱ）の実施期日にインフルエンザに感染し、又はインフルエンザ様症状があることは、医師の診断書により確認する。

2 追検査の受検手続

（1）追検査受検希望者

追検査の受検を希望する者は、追検査受検願（追検査様式第1号）に医師の診断書（追検査様式第2号）を添付の上、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

（2）出身中学校長

ア 出身中学校長は、追検査受検希望者から提出された追検査受検願及び医師の診断書の内容を確認の上、追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）を作成し、追検査受検願及び医師の診断書を添えて、平成22年3月10日（水）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

イ 出身中学校長は、下記（3）のアにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（追検査様式第4号）を追検査受検希望者に交付する。

（3）志願先高等学校長

ア 志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）、追検査受検願及び医師の診断書の提出を受けたときは、内容を確認の上、直ちに追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）及び追検査受検承認（不承認）通知書（追検査様式第4号）を出身中学校長に交付する。

イ 志願先高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査受検承認者数を3月10日（水）16時に各高等学校の玄関等への掲示及び学校ホームページへの掲載により公表する。

3 追検査の実施期日

平成22年3月14日(日)

4 追検査の実施内容

(1) 学力検査

ア 学力検査は、追検査受検者全員に対して行う。

なお、選抜(Ⅱ)の一般学力検査において一部の検査教科を受検した者が追検査を受検する場合には、改めて追検査で実施するすべての学力検査を受検しなければならない。

イ 学力検査は、各教科50点満点で合計150点満点とする。

ウ 検査教科及び時間割等

時 限	時 刻	検査教科等
	9:00 ~ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 ~ 10:20 (50分)	国 語
第2時限	10:40 ~ 11:30 (50分)	数 学
第3時限	11:50 ~ 12:40 (50分)	英 語

(注1) 英語において、放送による聞き取り検査は実施しない。

(注2) 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

エ 学力検査の受検場所は、入学者選抜願の提出先高等学校とする。

オ 学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

カ 定時制の課程における選抜(Ⅱ)において、平成22年4月1日現在で満20歳以上の者のうち作文及び面接による受検願を提出した者については、次により学力検査に代えて作文及び面接を実施する。

時 限	時 刻	検 査 等
	9:00 ~ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 ~ 10:20 (50分)	作 文
第2時限	10:40 ~	面 接

(注1) 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

(注2) 面接の時間は、各学校の事情により変更することがある。

(2) 面接及び実技検査

選抜(Ⅱ)において受検者全員面接又は実技検査を実施することとしている高等学校(中学校過年度卒業の志願者について面接を実施する高等学校を含む。)で、高等学校長が必要と認める場合は、追検査においても受検者全員面接(中学校過年度卒業の志願者に係る面接を含む。以下同じ。)又は実技検査を実施することができるものとする。

実施の有無及び配点等、実施方法、時間割等については、選抜(Ⅱ)に準じて高等学校長が定め、各高等学校の入学者選抜追検査実施要項により公表する。

(3) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 高等学校長は、次の内容を総合的に判断して合格者を決定する。

(ア) 学力検査の総得点

(イ) 調査書の学習の記録の合計評点(社会及び理科については評定の計欄の数値を2倍し、他の教科の評定の計欄の数値と合計した数値に225分の150を乗じた数値(150点満点)とする。)

(ウ) 調査書中の学習の記録の観点別学習状況，特別活動の記録，総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項

ウ 面接又は実技検査を実施した場合にあっては，高等学校長は，その結果を加えて，総合的に判断して決定する。

エ 追検査受検者から自己申告書が提出されている場合は，これを選抜資料に加えて，総合的に判断して決定する。

オ 定時制の課程において，学力検査に代えて作文及び面接を実施した者については，上記イからエまでにかかわらず，次のとおりとする。

(ア) 高等学校長は，作文，調査書及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

(イ) 実技検査を実施した場合にあっては，高等学校長は，その結果を加えて，総合的に判断する。

(ウ) 追検査受検者から自己申告書が提出されている場合は，これを選抜資料に加えて，総合的に判断して決定する。

(4) 合格者の発表

高等学校長は，合格者の発表を選抜(I)，選抜(II)等の合格者と合わせて，平成22年3月15日(月)又は16日(火)午前のいずれかに行う。(各高等学校の入学者選抜追検査実施要項により公表する。)

5 追検査の結果に係る簡易開示

「平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」第6の1の(1)において簡易開示の対象としている選抜(II)における学力検査の結果については，追検査における学力検査の結果を含むものとする。

第2 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

1 追検査の受検資格

インフルエンザに感染（その疑いがある場合を含む。以下同じ。）し、又はインフルエンザ様症状（厚生労働省が示した「38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状」がある場合をいう。「急性呼吸器症状」とは、「少なくとも、鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳の1つ以上の症状を呈した場合」をいう。以下同じ。）があるため、帰国生徒等の特別入学に関する選抜の全部又は一部を受検できなかった者で、志願先高等学校長の追検査受検の承認を受けた者とする。

なお、帰国生徒等の特別入学に関する選抜の実施期日にインフルエンザに感染し、又はインフルエンザ様症状があることは、医師の診断書により確認する。

2 追検査の受検手続

(1) 追検査受検希望者

追検査の受検を希望する者は、追検査受検願（追検査様式第1号）に医師の診断書（追検査様式第2号）を添付の上、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(2) 出身中学校長

ア 出身中学校長は、追検査受検希望者から提出された追検査受検願及び医師の診断書の内容を確認の上、追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）を作成し、追検査受検願及び医師の診断書を添えて、平成22年3月10日（水）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

イ 出身中学校長は、下記（3）のアにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（追検査様式第4号）を追検査受検希望者に交付する。

(3) 志願先高等学校長

ア 志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）、追検査受検願及び医師の診断書の提出を受けたときは、内容を確認の上、直ちに追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）及び追検査受検承認（不承認）通知書（追検査様式第4号）を出身中学校長に交付する。

イ 志願先高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査受検承認者数を3月10日（水）16時に各高等学校の玄関等への掲示及び学校ホームページへの掲載により公表する。

3 追検査の実施期日

平成22年3月14日（日）

4 追検査の実施内容

(1) 学力検査

ア 学力検査は、追検査受検者全員に対して行う。

なお、帰国生徒等の特別入学に関する選抜の一般学力検査において一部の検査教科を受検した者が追検査を受検する場合には、改めて追検査で実施するすべての学力検査を受検しなければならない。

イ 検査教科及び時間割等

時 限	時 刻	検査教科等
	9:00 ~ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 ~ 10:20 (50分)	国 語
第2時限	10:40 ~ 11:30 (50分)	数 学
第3時限	11:50 ~ 12:40 (50分)	英 語

(注1) 英語において、放送による聞き取り検査は実施しない。

(注2) 集合時刻は、各学校の事情により多少繰り上げることがある。

ウ 学力検査の受検場所は、入学者選抜願の提出先高等学校とする。

エ 学力検査問題は、県教育委員会において作成する。

(2) 作文、面接及び実技検査

高等学校長が必要と認める場合は、作文、面接又は実技検査を実施することができるものとし、実施の有無及び時間割等については、高等学校長が定め、各高等学校の入学者選抜追検査実施要項により公表する。

(3) 合格者の決定

ア 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 高等学校長は、学力検査の結果及び出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

ウ 作文、面接又は実技検査を実施した場合にあっては、高等学校長は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(4) 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を平成22年3月15日(月)又は16日(火)午前のいずれかに行う。(各高等学校の入学者選抜追検査実施要項により公表する。)

第3 併設型高等学校入学者選抜（県立広島高等学校及び福山市立福山高等学校）

1 追検査の受検資格

インフルエンザに感染（その疑いがある場合を含む。以下同じ。）し、又はインフルエンザ様症状（厚生労働省が示した「38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状」がある場合をいう。「急性呼吸器症状」とは、「少なくとも、鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳の1つ以上の症状を呈した場合」をいう。以下同じ。）があるため、併設型高等学校入学者選抜の全部又は一部を受検できなかった者で、志願先高等学校長の追検査受検の承認を受けた者とする。

なお、併設型高等学校入学者選抜の実施期日にインフルエンザに感染し、又はインフルエンザ様症状があることは、医師の診断書により確認する。

2 追検査の受検手続

(1) 追検査受検希望者

追検査の受検を希望する者は、追検査受検願（追検査様式第1号）に医師の診断書（追検査様式第2号）を添付の上、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(2) 出身中学校長

ア 出身中学校長は、追検査受検希望者から提出された追検査受検願及び医師の診断書の内容を確認の上、追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）を作成し、追検査受検願及び医師の診断書を添えて、平成22年2月4日（木）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

イ 出身中学校長は、下記（3）のアにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（追検査様式第4号）を追検査受検希望者に交付する。

(3) 志願先高等学校長

ア 志願先高等学校長は、出身中学校長から追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）、追検査受検願及び医師の診断書の提出を受けたときは、内容を確認の上、直ちに追検査受検願提出者名簿（追検査様式第3号）及び追検査受検承認（不承認）通知書（追検査様式第4号）を出身中学校長に交付する。

イ 志願先高等学校長は、追検査の実施の有無、追検査受検承認者数及び追検査の定員を2月4日（木）16時に各高等学校の玄関等への掲示及び学校ホームページへの掲載により公表する。

3 追検査の定員

次の（1）又は（2）により、追検査の定員を設定する。

(1) (併設型高等学校入学者選抜の受検者数 + 追検査受検承認者数) / 併設型高等学校入学者選抜の定員の計算結果が1を超える場合

$$\begin{aligned} & \text{追検査の定員（小数第1位を四捨五入）} \\ & = \text{併設型高等学校入学者選抜の定員} \times \text{追検査受検承認者数} \\ & \quad / (\text{併設型高等学校入学者選抜の受検者数} + \text{追検査受検承認者数}) \end{aligned}$$

(2) (併設型高等学校入学者選抜の受検者数 + 追検査受検承認者数) / 併設型高等学校入学者選抜の定員の計算結果が1以下の場合

$$\text{追検査の定員} = \text{追検査受検承認者数}$$

4 追検査の実施期日

平成22年3月8日（月）及び3月9日（火）

5 追検査の実施内容

(1) 学力検査等

ア 学力検査等は，追検査受検者全員に対して行う。

なお，併設型高等学校入学者選抜の学力検査において一部の教科を受検した者が追検査を受検する場合には，改めて追検査で実施するすべての学力検査を受検しなければならない。

イ 学力検査（国語・数学・英語）は，各教科50点満点で合計150満点とする。

ウ 検査教科及び時間割等

平成22年3月8日（月）			平成22年3月9日（火）		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00～9:20	集合 注意			
第1時限	9:30～10:20（50分）	国 語	第1時限	9:00～9:50（50分）	面 接
第2時限	10:40～11:30（50分）	小論文	第2時限	10:10～11:00（50分）	英 語
第3時限	11:50～12:40（50分）	数 学			

（注）集合時刻は，各学校の事情により多少繰り上げることがある。

エ 学力検査等の受検場所は，志願先高等学校とする。

オ 学力検査問題は，県教育委員会が作成した選抜（Ⅱ）の一般学力検査問題を使用する。

(2) 合格者の決定

ア 高等学校長は，校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して，選考を行うものとする。

イ 選考は，追検査受検者のみを対象として行う。

ウ 高等学校長は，学力検査の総得点を2倍した点数（300点満点），調査書の学習の記録の合計評点（135点満点），調査書中の学習の記録の観点別学習状況，特別活動の記録，総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項，小論文，志望理由書並びに面接の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 合格者の発表

併設型高等学校入学者選抜の合格者と合わせて，平成22年3月15日（月）に行う。

6 追検査の結果に係る簡易開示

併設型高等学校入学者選抜の追検査の結果に係る簡易開示は，次に定めるところにより行う。

(1) 開示対象

追検査に係る学力検査の結果

(2) 開示内容

追検査に係る学力検査における各教科の得点及び合計

(3) 開示請求対象者

併設型高等学校入学者選抜の追検査受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(4) 開示期間

平成22年3月24日（水）から4月23日（金）までとする。（ただし，日曜日，土曜日及び

学校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は原則として9時から16時までとする。(ただし、各高等学校の昼休憩時間を除く。)

(5) 本人等であることの確認、開示場所及び開示手続

「平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」第6の1の(2)に定めるところによる。

第4 「平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」の内容の変更

追検査の実施に伴い、「平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「入学者選抜実施要項」という。）の内容の一部を次のとおり変更する。

1 合格者発表日等の変更（入学者選抜実施要項 P22, P31, P41, P44, P48, P56）

(1) 合格発表日の変更

選抜（Ⅱ）及び帰国生徒等の特別入学に関する選抜における追検査の実施に伴い、次のとおり変更する。

区 分	変 更 前	変 更 後
選抜（Ⅰ）、選抜（Ⅱ）、 帰国生徒等の特別入学 に関する選抜、連携型中 高一貫教育に関する選 抜	平成22年3月15日（月）	平成22年3月15日（月）又は 16日（火）午前のいずれかに行 う。

(2) 入学許可内定通知書の変更（入学者選抜実施要項 P99）

合格発表日の変更に伴い、入学許可内定通知書（様式第15号）の様式を別紙のとおり変更する。

2 選抜（Ⅲ）の受検資格の特例（入学者選抜実施要項 P32）

全日制の課程における選抜（Ⅲ）の出願資格については、入学者選抜実施要項に定めるもののほか、併設型高等学校入学者選抜の追検査受検のため、選抜（Ⅱ）又は帰国生徒等の特別入学に関する選抜に出願しなかった者で次の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者についても、出願資格を有するものとする。

(1) 県内のいずれの公立高等学校にも合格していない者

(2) 県内のいずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。）にも入学手続をしていない者

3 選抜（Ⅲ）における選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果活用の特例（入学者選抜実施要項 P33, P34, P58, P59, P105）

選抜（Ⅲ）で選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を選抜の資料として活用することとしている高等学校にあっては、選抜（Ⅱ）及び併設型高等学校入学者選抜の追検査における学力検査の結果についても活用することとし、選抜（Ⅲ）志願者名簿（様式第21号）の様式を別紙のとおり変更する。

追検査受検願

平成 年 月 日

_____ 高等学校長様

出身中学校名 _____ 中学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ ⑩

この度、インフルエンザにより、平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜の

選抜(Ⅱ)

帰国生徒等の特別入学に関する選抜

併設型高等学校入学者選抜

を受検することができませんでしたので、次のとお

り、追検査の受検を承認してください。なお、医師の診断書を添付します。

志願課程	本・分校	学科・コース	受検番号

上記のことは、適当と認められます。

_____ 中学校長氏名 _____ 印

受付番号	※	高等学校受付印
受検番号	※	※

- [注意] 1 選抜名は該当するものを○で囲むこと。
2 ※印欄については記入しないこと。

診 断 書

氏 名 _____

生年月日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者については、次のとおり診断します。

- 所 見
- 1 インフルエンザに感染している
 - 2 インフルエンザに感染している疑いがある
 - 3 インフルエンザ様症状（38度以上の発熱 かつ 急性呼吸器症状（鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳））が認められる

※ 該当する番号を○で囲んでください。

3に該当する場合は、「38度以上の発熱」を○で囲むとともに、急性呼吸器症状の（ ）内の「鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳」のうち、該当する症状をすべて○で囲んでください。

その他の所見 _____

治療期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診断年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病院又は診療
所等の名称 _____

所在地・電話番号 _____

担当医師 _____ 印

参考【平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜の追検査受検資格】

インフルエンザに感染（その疑いがある場合を含む。）し、又はインフルエンザ様症状（厚生労働省が示した「38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状」がある場合をいう。「急性呼吸器症状」とは、「少なくとも、鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳の1つ以上の症状を呈した場合」をいう。）があるため、入学者選抜の全部又は一部を受検できなかった者です。

なお、選抜の実施日（併設型高等学校入学者選抜は平成22年2月3日（水）、選抜（Ⅱ）及び帰国生徒等の特別入学に関する選抜は3月8日（月）又は9日（火）のいずれか又は両日）が治療期間内であることが必要です。

※ この診断書は、有料扱いです。

追検査受検願提出者名簿

平成 年 月 日

_____ 高等学校長様

_____ 中学校長 

貴校の追検査を希望している者は、次のとおりです。

志願課程	本・分校	学科・コース	受検番号	氏名	※ 区分	※ 備考
					承認・不承認	
					承認・不承認	
					承認・不承認	
					承認・不承認	
					承認・不承認	
					承認・不承認	
					承認・不承認	
					承認・不承認	

(注) ※印欄については記入しないこと。

_____ 中学校長様

上記の者の追検査の受検の承認（不承認）については、区分欄に記載のとおりですので、該当者に別紙「追検査受検承認（不承認）通知書」を速やかに交付してください。

また、承認者に対しては、追検査当日、当該通知書及び既に発行している受検票を携行するよう周知してください。

平成 年 月 日

_____ 高等学校長 

注1 区分欄の「承認」又は「不承認」のいずれかを○で囲むこと。

注2 承認できない者については、備考欄に理由を記載すること。

注3 高等学校においては、提出された原本を保管すること。

追検査受検承認（不承認）通知書

平成 年 月 日

受検番号 _____ 番

_____ 様

_____ 高等学校長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった

選抜（Ⅱ）

帰国生徒等の特別入学に関する選抜

併設型高等学校入学者選抜

とおりです。

の追検査の受検については、次の

1 承認します。

2 承認できません。

【承認できない理由】 _____

注1 該当する選抜名を○で囲むこと。

2 「1 承認します。」又は「2 承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その理由を記載すること。

(注意) この通知書は、追検査当日、既に発行している受検票とともに
検査会場へ携行し、受付で提示してください。

様式第15号

入学許可内定通知書

平成 年 月 日

受検番号 _____ 番

_____ 中学校

_____ 様

_____ 高等学校長 印

あなたは、平成22年度広島県公立高等学校入学者選抜において、選考の結果、

_____ 科 _____ コースの入学許可を内定したので通知します。

なお、入学確約書を平成22年2月10日（水）正午までに提出してください。

また、合格者発表は、平成22年3月15日（月）又は3月16日（火）に、選抜（Ⅱ）
の合格者とともに行います。

